

「医療法施行規則改正における施設の現状」

座長集約

東北大学病院 診療技術部 放射線部門 中田 充
JA秋田厚生連 秋田厚生医療センター 佐藤 均

令和2年4月に厚生労働省より医療法施行規則の改正が施行され、診療用放射線に係る安全管理体制が加えられた。今回は血管IVR領域の「線量記録管理」、「インフォームドコンセント」、「有害事例発症時の対応」について、指針策定から1年以上経過した現状の問題点や経過状況を3施設の演者の方からご講演いただいた。

はじめに「線量記録管理」について太田総合附属病院太田西ノ内病院 大原亮平先生にご講演いただいた。太田西ノ内病院では保有している4台の血管撮影装置はメーカーの違いにより、基準透視線量率と $K_{a,r}$ 、 K_{AP} の表示形式が異なる点や、DRLs2020の細分化によりRISへの入力が煩雑な点などの問題があげられた。また今後導入予定の線量管理ソフトの運用方法の検討について報告していただいた。

続いて「インフォームドコンセント」について岩手医科大学附属病院 岩城龍平先生よりご講演いただいた。岩手医科大学附属病院では放射線科が中心となり検査ごとにインフォームドコンセントに関する院内ルールの策定についての取り組みが報告された。また管理線量を設け、超過した際は医師が超過理由を書類として提出するルールの作成などが紹介された。

続いて「有害事例発症時の対応」について秋田県立循環器・脳脊髄センター 加藤守先生よりご講演いただいた。秋田県立循環器・脳脊髄センターでは医療法施行規則改正に合わせ医療放射線安全管理委員会を立ち上げ、過去の放射線皮膚障害等の経験から放射線過剰被ばくによる有害事例発症時の対応に関する基本方針の策定と現状での運用について報告された。また線量管理に関し適正に行うことの重要性について述べられた。

今回3施設からのご講演を拝聴し、医療法施行規則改定による指針の策定に関し、我々診療放射線技師が重要な役割を担い取り組むことの重要性を学ぶことが出来た。